

# 入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

宮城県東部土木事務所長

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 令和3年度特定河川7-B01号  
業務名 南沢川寺川橋詳細設計業務委託
- (2) 業務場所 一級河川北上川水系南沢川筋 登米市津山町横山字北沢下地内外
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年1月28日まで
- (4) 業務概要 設計業務  
橋梁詳細設計（コンクリート上部工） N = 1橋  
橋梁詳細設計（橋台工） 一式  
河川・道路概略設計 L = 1.5 km  
地質調査業務  
機械ボーリング（土質ボーリング） N = 2本（L = 40 m）
- (5) 支払条件 前払 有
- (6) 予定価格 27,036,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (7) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額
- (8) 入札方式 条件付一般競争入札（電子入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
- (9) 落札方式 総合評価落札方式（簡易型（実施方針型））

## 2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

宮城県から建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号。以下「参加資格規程」という。）に基づく令和2・3年度の参加資格の承認を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。ただし、配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件の「担当業務数」については、この業務の契約締結から業務の履行が完了し、発注者が完了届を受理するまでの間とする。

参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級
建設コンサルタント（河川，砂防及び海岸・海洋）A等級，建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）A等級であり，かつ，建設コンサルタント（土質及び基礎）A等級であること。
年間平均営業実績額に関する条件
参加資格の承認を受けている業種が「建設コンサルタント」の，直前2営業年における年間平均営業実績額が，1第6号に示す予定価格に消費税及び地方消費税を加えた額を上回っていること。 なお，「直前2営業年における年間平均営業実績額」は，参加資格規程に基づく令和2・3年度の参加資格の承認者名簿に記載されている，入札参加希望者の承認業種に対応する「年間平均営業実績高（直前2営業年）」欄の額とする。
事業所の所在地に関する条件
宮城県内に本社（本店）又は上記「参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級」に対応する参加資格の承認を受けた営業所を有していること。
入札参加者の業務実績に関する条件
なし
配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件
配置管理技術者の資格について 技術士は総合技術監理部門（建設 - 河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート），シビルコン

<p>サルティングマネージャ（RCCM）河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート部門のいずれかの資格を有していること。</p> <p>担当業務数について</p> <p>管理技術者としての担当業務数（管理補助技術者としての担当業務を含む。）がこの業務を含めて5件以下の管理技術者を配置できること。ただし，契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務は，担当業務数から除く。</p> <p>落札候補者になった場合において，他の業務を受注して担当業務数が5件になったときは，この業務を受注することができなくなるので，速やかに書面で申し出ること。</p>
<p>配置管理技術者の業務実績に関する条件</p> <p>なし</p>
<p>配置照査技術者に関する条件</p> <p>技術士は総合技術監理部門（建設 - 河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造コンクリート），シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）河川，砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート部門のいずれかの資格を有している照査技術者を配置できること。</p>
<p>業務に対応できる資格を有する技術者の数に関する条件</p> <p>なし</p>
<p>その他</p> <p>宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。</p> <p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。（更生又は再生手続開始決定がなされた場合を除く。）</p> <p>銀行取引停止となっている者でないこと。</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p>

### 3 入札担当班及び業務担当班

区分	担当班	電話番号	住所
入札担当班	宮城県東部土木事務所登米地域事務所総務班	0220-22-7997	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
業務担当班	宮城県東部土木事務所登米地域事務所河川砂防第一班	0220-22-2763	

### 4 入札手続等

#### (1) 入札参加申請

電子入札システムにより，事前に入札公告の5に示す入札参加受付期間内に入札参加申請を行わなければならない。

#### (2) 設計図書等の閲覧及び貸出

当該業務に係る仕様書，図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するほか，希望者に貸し出しする。

イ 閲覧及び貸出の期間及び場所は，入札公告の5に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

（イ）設計図書等について質問がある場合は，電子入札システムにより所定の質問書に入力の上，提出するものとする。

（ロ）質問書に対する回答書は，入札公告の5に示す期間及び場所で閲覧に供する。また，電子入札システムにおいても閲覧に供する。

ハ 設計図書等の複写について

閲覧期間中，入札公告の16に示す場所において，設計図書等を有料で複写することができる。

#### (3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

電子入札システムによる入札とし，開札の日時及び場所は，入札公告の5に示すとおりとする。

#### (4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため必要がある者について行う。

## 5 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法
設計図書等の閲覧 及び貸出	令和3年 6月14日(月)から 令和3年 6月29日(火)まで	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎3階 東部土木 事務所登米地域事務所閲覧所
質問の受付	令和3年 6月14日(月)から 令和3年 6月21日(月)まで	電子入札システムへの入力による。
回答書の閲覧	令和3年 6月24日(木)から 令和3年 6月29日(火)まで	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎3階 東部土木 事務所登米地域事務所閲覧所及び 電子入札システム
入札参加受付	令和3年 6月14日(月)から 令和3年 6月28日(月)まで	電子入札システムへの入力による。
入札書提出受付	令和3年 6月29日(火)から 令和3年 6月30日(水)まで	電子入札システムへの入力による。 (入札参加資格確認票、業務委託費 内訳書、総合評価技術資料提出証明 ファイルを添付)
総合評価技術資料 提出受付	令和3年 6月14日(月)から 令和3年 6月30日(水)まで	総合評価支援システムの入力によ る。
開札	令和3年 7月 1日(木) 午前10時から	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎5階 入札室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎2階 県政情報 コーナー及び入札情報サービスシ ステム
<p>(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時 まで(県政情報センター又は県政情報コーナーで行う手続き等にあつては、正午から午 後1時までを除く。)とする。</p> <p>(注2) 設計図書等とは、当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項をいう。</p>		

## 6 業務委託費内訳書提出

- (1) すべての入札者から、入札書の提出に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した業務委託費内訳書の提出を求める。
- (2) 業務委託費内訳書の積算価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。
- (3) 業務委託費内訳書については、この入札公告が掲載された入札情報サービスシステムのこの業務の欄に添付されている業務委託費内訳書様式をダウンロードし、必要事項を入力し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。ダウンロードしたファイルの形式は変更しないこと。
- (4) 提出される電子ファイルのデータは宮城県のデータベースに登録され、標準積算基準に対する宮城県の地域特性等を把握するために、統計処理する場合がある。

## 7 入札参加資格確認票の提出等

- (1) すべての入札者から、入札書の提出に際し、入札参加資格確認票(建設関連業務における条件付一般競争入札試行要領別記様式1から3まで)の提出を求める。
- (2) 入札参加資格確認票については、必要事項を入力し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。
- (3) 入札参加資格確認票の記載要領は次のとおりとする。
  - イ 本業務の該当部門の技術職員数について、別記様式1に記載する。
  - ロ 配置技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務について別記様式2及び3に記載する。
- (4) 本業務の管理技術者は、病休、死亡、退職等の真にやむを得ない場合を除き、入札参加資格確認票に記載した管理技術者でなければならない。

また、管理技術者を業務実施中に変更できるのは、業務の主体部分がほぼ完了したと総括調査員が認めた場合、もしくはその他やむを得ない事情（病休、死亡、退職等の真にやむを得ない場合に限る。）があると総括調査員が判断した場合とする。

なお、変更する管理技術者は、原則として、本入札公告に示された管理技術者に係る全ての条件を満足する者を配置し、総括調査員の承諾を得るものとする。

## 8 資格審査時の提出書類等

入札執行者から開札後、入札参加資格確認票の記載内容に対応した書類の提出を求められた場合は、次の書類を電子入札システムにより電子ファイルとして添付して提出すること。

- (1) 配置管理技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し及び雇用関係を確認できる書類
- (2) 配置管理技術者の役割等を記載した「業務実施体制図」
- (3) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

## 9 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き 3 - 1 に示すとおりとする。

## 10 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。
- (2) 総合評価技術資料については、総合評価支援システムにより、宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きに基づいて必要事項を入力し、総合評価支援システムにより提出すること。  
また、上記提出後、総合評価支援システムにより出力される総合評価技術資料提出証明ファイルを電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。
- (3) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求める。
- (4) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）。
- (5) 総合評価技術資料は返却しない。
- (6) 総合評価技術資料は公表しない（情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）。
- (7) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (8) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないもの入札は無効とする。
- (9) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒヤリングを実施することがある。
- (10) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (11) 宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きは入札情報サービスシステムで閲覧できる。

## 11 入札方法等

- (1) 入札書の提出
  - イ 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告の 5 に示すとおりとする。
  - ロ 入札書は、電子入札システムにより提出期限までに到達しなければならない。
  - ハ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信（電子入札システムを除く。）による入札書の提出は認めない。
  - ニ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
  - ホ 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
- (2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。ただし、電子入札を適用しない場合において、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない宮城県職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1 回とする。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。



- (4) 宮城県出納局契約課ホームページ(アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>)
- (5) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が財務規則第101条の4第1項第9号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (6) 建設工事執行規則、宮城県建設工事競争入札参加心得及び工事請負契約における契約保証に関する取扱要領については、宮城県出納局契約課のホームページ(アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>)、入札情報サービスシステム(アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksn.html>)及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下1階)において閲覧することができる。
- (7) 電子入札システム・総合評価支援システム(アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksn.html>)